

第9回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日 時	平成27年8月4日(火) 10:00~12:00
場 所	福岡市役所 15階 1504会議室
出席者	<p>特定個人情報保護評価部会（委員は五十音順，敬称略）</p> <p>部会長 村上 裕章</p> <p>委員 石森 久広</p> <p>委員 五十川 直行</p> <p>委員 馬場 明子</p> <p>アドバイザー</p> <p>有限責任監査法人トーマツ 鳥越 しほり</p> <p>事務担当課</p> <p>保健福祉局総務部医療年金課</p> <p>後期高齢者医療係長 柴田 浩二</p> <p>保健福祉局高齢社会部介護福祉課</p> <p>保険給付係長 松本 由紀子</p> <p>関係課</p> <p>総務企画局ICT戦略室ICT戦略課</p> <p>ICTガバナンス係長 伊藤 真一</p> <p>ICTガバナンス係員 川原 芳和</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部情報公開室</p> <p>情報公開室長 豊嶋 英司</p> <p>個人情報保護係長 若松 慎一</p> <p>個人情報保護係員 曾我 まどか</p>
議 題	<p>1 後期高齢者医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）</p> <p>2 介護保険事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）</p>

議題1 後期高齢者医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

（医療年金課） 概要について説明。

（委員） 各市町村及び広域連合が，評価実施主体として，それぞれ評価を行っているのか。

（医療年金課） 市町村の規模によって，重点項目評価や基礎項目評価で済むところもあるが，全市町村が評価を行うことになっている。また，広域連合のサーバー群の共同システムのうち，広域連合で使う部分については，広域連合で全項目評価を実施している。

（委員） 仮に，他の市町村に不備があった場合，本市に何か影響はあるか。

（医療年金課） 基本的にはないと考えている。広域連合自体のシステムに不備があれば，影響があるかもしれない。

いが、各市町村のシステムの不備であれば、市町村と広域連合の間の話となるだろう。

- (部会長) 福岡市の情報が、広域連合を介して他の市町村へ行ったりする可能性はあるか。
- (医療年金課) 広域連合の方で、例えば、転入をした場合は、前の履歴等は標準システムで検索できるようになっている。
- (部会長) 広域連合の評価は、本市より先行しているのか。
- (医療年金課) 若干先行している。広域連合の場合、元々システム自体は国が作った全国共通の仕様になっているが、情報提供ネットワーク連携についてはまだ評価されておらず、今回はあくまで市町村から個人番号を取り込むためのシステムの改修に係る評価となっている。情報提供ネットワーク連携の評価は、平成 29 年7月までに、別途実施する予定となっている。
- (部会長) 広域連合に設置される標準システムサーバーだが、基本的には、どの都道府県も同じなのか。
- (医療年金課) 国の標準に合わせている。各都道府県の仕様に合ったカスタマイズがされている場合もあるが、基本的には同じである。
- (アドバイザー) 7ページの図によると、評価の範囲は窓口端末までで、標準システムのサーバー群については広域連合が別途評価しているということである。この窓口端末自体はどこが管理しているのか。
- (医療年金課) サーバーの主体は広域連合だが、窓口端末の管理の主体は各市町村である。
- (アドバイザー) 22 ページの「特定個人情報の保管・消去」について、窓口端末でデータ保管はできないとある。「後期高齢者医療システムにおける措置」は、広域連合のサーバー群についての記載ということになるか。
- (医療年金課) ご認識のとおりである。
- (アドバイザー) 保管期間についても「広域連合標準システムに対応するため、恒久的に保管する必要性を含め、今後保管期間について検討する」とある。これは広域連合における保管に係る記載か。
- (医療年金課) ご認識のとおりである。ここについては、本評価書(案)に記載しているものの、実際はサーバー群の管理で、広域連合が主体となっている部分もあり、広域連合の全項目評価書の記載に合わせた部分がある。
- (アドバイザー) 14 ページの「3. 特定個人情報の入手・使用」についてだが、「①入手元」に「年金保険者」と書かれている。
- (医療年金課) 7ページの一番右側の下の部分、赤い範囲から出ている部分で、国保連合会やその下に年金保険者と書いてあるが、ここがこちらに書いてある「年金保険者」の部分になる。保険料の納付方法の一つとして、特別徴収という、年金からの天引きの方法がある。市町村が、年金保険者から、後期高齢者医療保険の対象となるべき人のデータを、国保連合会を介して提供を受け、年金からの引去り額の情報を返す、ということになっている。年金保険者は、当分は個人番号を利用する予定はないが、将来的には利用すると思われるため、稼働当初からの利用はないが、ここに記載している。
- (委員) 特定個人情報ファイルの全体像について確認したい。後期高齢者医療システム、広域連合の標準システム、滞納整理システム3つのシステムということである。「後期高齢者医療システム」と「国保システム」が繋がっているようだが、これはどのような関係性か。

- (医療年金課) 後期高齢者医療システムの運用については、広域連合が行っている。滞納整理システムは、国保システムの一部だが、滞納整理に関する部分を、後期高齢者医療保険事業でも使用している。国保システム自体との個人番号のやり取りはない。あくまで内部で使用している番号を介して検索を行う、要するに改修を行わない部分となる。
- (委員) 委託事項の2つ目の記載も、国保システムは広義の部分であり、あくまで滞納整理システムのことを指しているということでしょうか。
- (医療年金課) そうなる。表現を検討する。
- (委員) 委託事業についてだが、2件いずれも再委託をするということとなっている。全体の後期高齢者医療システムは日立に委託したうえで、西日本電子に再委託となっている。再委託の②、再委託の許諾方法の記載内容が、2件の委託事業でそれぞれ異なるが、何か理由があるのか。
- (医療年金課) 見直しを行う。
- (部会長) さっきの質問だが、19 ページに「国保システム(滞納整理システム)」とあるが、国保システム全体の委託を行っており、その一部ということでしょうか。
- (医療年金課) 滞納整理システムは、区役所窓口での納付相談等に使用するものであり、各区役所の保険年金課が国保と後期を兼務している。保険料の納付相談について、国保と後期は制度としては異なるが、滞納整理の手法自体は同じなので、この部分については、同じシステムを利用している。
- (委員) 「滞納整理システム(国保システム)」というようなことだろうか。主旨としては。
- (医療年金課) こちらの主旨としては、そういうことになる。
- (部会長) 5ページの、システム2「②システムの機能」だが、「※オンラインファイル連携機能とは、市区町村(福岡市)の窓口端末のWebブラウザを用いて…」とある。7ページの説明で、端末は専用線を用いるとあったが、Webブラウザを用いるということは、インターネットを使うということか。
- (医療年金課) あくまで専用線である。
- (部会長) 13 ページ「2 基本情報」だが、人数が「10 万人以上 100 万人未満」となっている。住基に記録された市民すべてではないということか。
- (医療年金課) その中の、75 歳以上の方ということである。表現を修正したい。市民のうち、75 歳以上の人と同一世帯員である。

議題2 介護保険事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

- (介護福祉課) 概要について説明。
- (委員) 34 ページの保管期間だが、福岡市の規則等に基づいて、何かルールはあるのか。
- (ICT戦略課) ポリシーでは特に定めていない。
- (介護福祉課) 必要な期間について保管は行うこととなるが、各業務において、保管が必要な期間は異なるので、一律に定めるのは困難である。
- (アドバイザー) システムの説明図では住民基本台帳ネットワークシステムと特定個人情報をやり取りするように

図示されており、14 ページ「3. 特定個人情報の入手・使用」においても、入手元として住民基本台帳ネットワークシステムがあるが、入手の時期や頻度について記載が無いように見える。情報提供ネットワークと同じようなタイミングで入手を行うのか。

(介護福祉課) 随時必要に応じて、ということになる。

(アドバイザー) 日本年金機構については、運用の開始はまだであると聞いている。

(介護福祉課) 当面は基礎年金番号でやり取りを行うが、将来的には個人番号でのやり取りも想定されているので、評価書に記載している。

(アドバイザー) システム4の「認定審査会支援システム」に、「※システムでは個人番号を保有しない」とあるが、特定個人情報ファイルを更新処理するシステムとして入れてあるのか。

(介護福祉課) 連携しているので、参考として記載している。

(アドバイザー) 先ほどの後期高齢者医療保険においても、滞納整理システム自体は特定個人情報を保有しないが、リスク評価の中では、滞納整理システムについてはアクセスコントロール等を記載している。介護保険では、例えば 38 ページには認定審査会支援システムについて個別の記載が見えないが、それは、他のシステムと同じ管理方法、管理手法なので、併せて一つの記載としているのか。

(介護福祉課) 特定個人情報を扱うシステムについてのみ記載している。先ほどの箇所では、連携システムとして、参考に認定審査会支援システムについて記載を行っているが、個人番号を保有しない旨を記載している。その他の評価書部分には、個人番号を扱わないので、記載をしていない。

(情報システム課) 記載はしていないが、介護保険システムと同様、アクセス制限やパスワード等でセキュリティ対策は講じている。

(アドバイザー) この評価書の適用範囲は、特定個人情報ファイルを取り扱うシステムで、それについてのリスクコントロールを記載する必要があるのではないのか。

(ICT戦略課) 評価書に記載するシステムについては、当該事務で使用しているシステムを列挙している。リスクを評価するシステムについては、特定個人情報ファイルを保有するシステムに限定するという方針なので、どちらかというと後期が追加で記載しているような形である。

(介護福祉課) 認定審査会で判定を行うが、その結果だけを介護保険システムにデータを渡すことになる。

(アドバイザー) 認定審査会支援システムを通じて介護保険システムが保有している特定個人情報ファイルを更新するといった処理はなされないのか、

(介護福祉課) 被保険者情報等は上がってくると思うが、認定審査会支援システムで認定調査の結果等を入力し、認定に関する判定を行い、その結果のみを介護保険システムに渡す、といった連携システムになっている。

議事終了 閉会